#### 島根県

# **くらしの情報** vol 08

#### 平成28年3月

島根県環境生活総務課消費とくらしの安全室

# マイナンバー制度に 便乗した詐欺にご注意!



内閣府のコールセンターや地方公共団体、消費者センターなどに マイナンバー制度に便乗して、個人情報の取得を行おうとする 電話・メール・手紙・訪問等に関する相談が寄せられています。



- ●マイナンバーの通知や利用手続き等で、国や自治体、その他公的機関の職員が個人情報を電話などで聞くことはありません。
- ●万が一金銭を要求されても、決して支払わないようにしてください。
- ●マイナンバーの関連であることをかたったメールが送られてきても、 安易に開封しないでください。

#### 少しでも不安を感じたらすぐに相談! 電話相談窓口はこちらです

消費者ホットライン 局番なしの 188 (泣き寝入りはイヤヤ!)

※お近くの相談窓口をご案内します。

警察相談専用電話

島根県消費者センター 0852-32-5916

島根県消費者センター 石 見 地 区 相 談 室 0856-23-3657

110 または 0852-31-9110

## 電力小売全面自由化がはじまります

#### 平成28年4月1日から

法律の改正により家庭などに向けた電力小売りが全面自由化されます。 これにより、家庭や商店を含む全ての消費者が電力会社や料金メニューを 選択できるようになります。





- (1)家庭でも電力会社を選べるようになります。
- ②携帯電話やガスなど他の商品とのセット割引や、 多様な暮らし方にあわせた料金体系などが提供 されることが期待されます。
- ③風力発電や太陽光発電等の環境に優しい電気 など、電気の特性からも選べるようになります。

#### 悪質業者や 便乗した詐欺にご注意!!



#### 契約の際の注意点

- ・制度や条件などをしっかり情報収集し、よく理解しておくことが必要です。
- ・国の登録を受けた「小売電気事業者」又はその代理店であるか確認しましょう!
- ・契約の内容をきちんと確認しましょう!
- ・停電など困ったときの連絡先を確認しましょう!

#### 今より安く電気を 売るから1年分前金を

と言われて支払って以降 連絡が付かない ○○電力より5%安く 電気を売ります

と言われたのに、 それより高い料金を請求された

### 電気と○○のセットにすれば安くなる

と言われ、求めていない商品を セット販売された

●電力小売全面自由化に関するお問い合わせ

資源エネルギー庁

電 話: **0570-028-555** 9:00-18:00(土日祝日、年末年始を除く) ●不安に思ったら、下記又は消費者センターまでご相談ください!

#### 経済産業省電力取引監視等委員会

電 話: 03-3501-5725(直通)(平日 9:30-12:00、13:00-18:30)

メール: dentorii@meti.go.jp

# プリペイドカードの購入を指示する。

詐欺業者にご用心!

島根県消費者センターにも相談が多く寄せられている、アダルトサイトのワンクリック請求。 今までは振り込みで料金を支払ってしまうケースが一般的でしたが、

最近は、コンビニや量販店などで販売されている

プリペイドカードの番号を使って

お金をだまし取るケースが多くみられるようになりました。







- ●業者がプリペイドカードや電子ギフト券を購入するよう指示したら、詐欺だと考えてください!
- ●プリペイドカードを購入し、カード番号を伝えることはプリペイドカード自体を 業者に譲ってしまうことと同じです!絶対に言ってはいけません!
- ●不安を感じたりトラブルになった時には最寄りの消費者センターへ!

#### 消費者を守る! クーリングオフ制度

クーリング・オフ制度とは、訪問販売や電話勧誘販売など消費者にとって不意打ちとなるような 取引について、一度契約してしまった後でも、冷静になってやっぱり契約をやめたいと思えば、 無条件で契約解除できる制度です。

- ★支払った代金が全額返金されます!
- ★受け取った商品は、送料を事業者負担で返品できます!
- ★既に行われた工事でも、事業者の負担で元に戻してもらえます。

#### クーリング・オフができる主な取引と期間

# 8日間訪 問 販 売例:自宅などへの訪問による契約、キャッチセールスで契約、催眠商法で契約、点検商法で契約電話勧誘販売例:事業者からの電話による契約特定継続的<br/>役務提供例:エステ、語学教室、パソコン教室、家庭教師、結婚相手紹介サービス等の契約動 間 購入例:事業者が消費者の自宅を訪問し、物品

の買い取りを行う取引

#### 20日間

連 鎖 販売取引	例:マルチ商法
業務提供誘引販売取引	例:内職商法、 モニター商法

※期間は契約書を受け取った日を含む

#### 期間が過ぎてもクーリング・オフできる場合があります!

- ①契約書面を受け取っていない、契約書面にクーリング・オフ制度の説明がない、 法律で定められた内容の記載がない場合。
- ②事業者に脅されて手続きができなかった場合。
- ●詳しくは消費者センターまでご相談ください!



#### クーリング・オフの方法



約 面年 契 月 領日 約  $\Box$ 平成〇年( 平成 ×××××株式会社 平成〇年〇月〇日 车 诵 知 

# クーリング・オフは必ず書面で!

#### ポイント

- ●契約を解除したい旨を書いて事業者に通知 します。
- ●クレジット払いの場合はクレジット会社宛 にもう一通出します。
- ●発信したことがわかるように「簡易書留」又は「特定記録」で送ります。
- ●証拠として両面コピーを取り、「簡易書留」 又は「特定記録」の受領書と一緒に保管し ます。(5年間保管)

# 消費者問題出前講座のご案内



最近のトラブル事例を中心に、消費者問題を、楽しく わかりやすく解説! あなたの近くにお伺いします!

●講師の旅費や謝金は原則不要。

会場費が必要な場合は申込者負担でお願いします。 寸劇等で複数名をご希望の場合は原則として 旅費等のご負担をお願いします。



●県内在住のおおむね10名以上のグループでお申し込みください。

お申込み、お問合せはこちらまで▶島根県消費とくらしの安全室 TEL 0852-22-5103

(詳細は島根県消費者センターのWEBサイトもご覧ください)

#### オンライン情報のご案内

島根県消費者センターでは、 インターネットを通じて さまざまな情報提供を 行っています。



島根県消費者センター公式サイト http://www.pref.shimane.lg.jp/cic/ 島根県消費者センターfacebookページ https://www.facebook.com/Shimane.CIC だまされないゾウくんTwitter

https://twitter.com/Shimane CIC

 $\bigcirc$ 

#### 市町村の消費生活・多重債務相談窓口の電話番号

松江市消費・生活相談室	0852-55-5148
浜田市消費生活相談窓口	0855-23-3160
出雲市生活・消費相談センター	0853-21-6682
益田市消費生活センター	0856-22-2556
大田市人権推進課	0854-83-8039
安来市市民相談室	0854-23-3068
江津市総務課行政係	0855-52-2501 (内線1312)
雲南市消費生活センター	0854-40-1123
奥出雲町町民課	0854-54-2510
飯 南 町 住 民 課	0854-72-0311

川本町町民生活課	0855-72-0632
美郷町住民課	0855-75-1213
邑南町町民課	0855-95-1114
津和野町税務住民課	0856-74-0059
吉賀町税務住民課	0856-77-1113
海士町総務課	08514-2-0112
西ノ島町総務課	08514-6-0101
知 夫 村 総 務 課	08514-8-2211
隠岐の島町 企画財政課	08512-2-8566

この広報の内容に関する お問い合わせは

島根県 環境生活総務課 消費とくらしの安全室

TEL 0852-22-5103 http://www.pref.shimane.lg.jp/shohi\_kurashi/

発行:島根県 環境生活総務課 消費とくらしの安全室 〒690-0887 島根県松江市殿町8-3 本誌記事の無断転載はご遠慮ください。 事前に島根県環境生活総務課消費とくらしの安全室にご照会ください。